

岐阜県公報

第二千八百九十一号
平成二十九年十月二十日

(金曜日)

目次

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

(交通規制課) 六二五

告示

軽油引取税に係る特約業者の指定取消し

(税務課) 六二五

肥料の登録の有効期間の更新

(農産園芸課) 六二六

第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更

(里川振興課) 六二六

保安林の解除をしようとする旨の通知

(治山課) 六二六

道路の区域変更

(道路維持課) 六二七

道路の供用開始

(同) 六二七

保安林の指定

(可茂農林事務所) 六二八

選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表

(選挙管理委員会) 六二八

政治団体の異動事項等の公表

(同) 六二九

解散届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 六三〇

資金管理団体でなくなった政治団体の名称等の公表

(同) 六三一

公示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

(商業・金融課) 六三一

公共測量の終了

(用地課) 六三一

建設業法に基づく建設業者の営業停止処分

(技術検査課) 六三二

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

(同) 六三二

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(都市政策課) 六三三

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十月二十日

岐阜県公安委員会

委員長 古田善伯

岐阜県公安委員会規則第九号

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県道路交通法施行規則(昭和三十五年岐阜県公安委員会規則第十三号)の一部を

次のように改正する。

別表第三東海環状自動車道の項中「養老郡養老町飯積字東細割五〇八番二地先 養老ジャンクション」を「養老郡養老町大跡字東畑八六五番二地先 養老インターチェンジ」に改める。

附則

この規則は、平成二十九年十月二十二日から施行する。

告示

岐阜県告示第四百七十六号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成二十九年十月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
サンタモニカ石油株式会社	伊藤 謙一	多治見市本町二丁目六	平成二九・九・三〇

岐阜県告示第四百七十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成二十九年十月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の名称及び住所
岐阜県第 八二九号	炭酸カルシウム肥料	一〇粒状炭酸苦土石灰	アルカリ分 五五・〇 く溶性苦土 一〇・〇	公定規格のとおり	清水工業株式会社 大垣市赤坂東町二番地の一
岐阜県第 八三〇号	炭酸カルシウム肥料	一一炭酸苦土石灰	アルカリ分 五五・〇 く溶性苦土 一一・〇	同	同
岐阜県第 八七七号	炭酸カルシウム肥料	誠信一六炭酸苦土石灰	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一六・〇 内く溶性苦土 一一・〇	同	誠信産業株式会社 羽島市足近町南宿一五六番地一
岐阜県第	炭酸カルシ	誠信粒状一	アルカリ分	同	同

八七八号	ウム肥料	六炭酸苦土 石灰	五五・〇 可溶性苦土 一六・〇 内く溶性苦土 一一・〇
------	------	-------------	---

岐阜県告示第四百七十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更を認可したので、同条第七項の規定により告示する。

平成二十九年十月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

漁業権者の名称及び住所	免許番号	変更の内容	遊漁規則の施行の日
丹生川漁業協同組合 高山市丹生川町坊方二〇〇〇番地	内共第四十二号	次のとおり	平成二十九年九月二十五日
庄川漁業協同組合 高山市庄川町新洲五八五番地	内共第四十六号	次のとおり	平成二十九年九月二十五日

（「次」は省略し、岐阜県農政部里川振興課水産振興室に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十九年十月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

- 中津川市上野字上小野沢一〇四の八
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

岐阜県告示第四百八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年十月二十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更別前	敷地の幅員	延長	備考
県道	美白山線	郡上市美並町大原字大滝上三三六一番五地先から同 市同 町同 字同 三三三六〇番二地先まで	後 前	10.0 16.8 ル(メートル)	3.6 3.6 ル(メートル)	

岐阜県告示第四百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年十月二十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長	供用開始の期日	備考
県道	関江南線	関市倉知字長塚四八九番地先から同市同 字会所前八一四番二地先まで	24.0 ル(メートル)	平成 29.10.20	平成 29.6.16 決定区域の又はの考 変更の又はの考 示年月日 ほか

岐阜県告示第四百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年十月二十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長	供用開始の期日	備考
県道	清古見川線	飛騨市古川町平岩字娘八五一番一地先から同 市同 町同 字森ヶ洞七八番五地先まで	11.0 ル(メートル)	平成 29.10.20	平成 29.10.20 決定区域の又はの考 変更の又はの考 示年月日 ほか

岐阜県告示第四百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次

の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十九年十月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林の所在場所

加茂郡八百津町上飯田字新田八二番一

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

1 政党の支部

(イ) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第1号)	以上の市町村等の一区域を単位として支部	届出日
民進党岐阜県第3総支部	阪口直人	水野岳男	各務原市蘇原中央町3 164	衆議院議員		平成29年9月25日

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出日

次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第七十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十九年十月二十日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大松 利幸

税理士による大野泰正後援会	浅野隆士	会計責任者	長尾博	平工信雄	平成29年9月9日
税理士による金子一義後援会	大林泰雄	代表者	大林泰雄	三島輝男	平成29年7月22日
中部電力労働組合政治連盟岐阜 総支部	坂井孝行	代表者	坂井孝行	石原宏基	平成29年8月17日
		会計責任者	足立真一	坂井孝行	
		代表者	大野義豊	岩田勝司	
名古屋税理士政治連盟岐阜支 部連合会	大野義豊	代表者	前川直彦	藤川師弘	平成29年6月9日
		会計責任者	主たる事務所の所在地 多治見市音羽町4-25		
西川弘後援会	西川弘	会計責任者	坂井孝行	石原宏基	平成29年8月17日
萩原金子一義後援会	金子文一	代表者	金子文一	今井好男	平成29年1月5日
渡邊昌後後援会	渡邊聖	会計責任者	栗本佳幸	渡邊正樹	平成29年8月7日

HP No.

平成二十九年十月十四日

岐阜県選挙管理委員会
総務課 大 松 幸

岐阜県選挙管理委員会告示第百七十三号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体継数団が提出されたのび、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり並び

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
各務原市古田はじめ後援会	星野鉄夫	藤井國雄	各務原市那加信長町1-91	平成29年9月15日			
高田文一後援会	鷺見孝一	高田正敏	本巣市法林寺176	平成29年9月1日			
田中和幸後援会	和田実	和田博美	郡上市白鳥町中津屋389-8	平成28年3月31日			

岐阜県選挙管理委員会告示第七十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定により、資金管理団体でなくなった旨の届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十九年十月二十日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

藤田とみおを重てる会	藤田とみおを重てる会	藤田とみおを重てる会
藤田とみおを重てる会	藤田とみおを重てる会	藤田とみおを重てる会
藤田とみおを重てる会	藤田とみおを重てる会	藤田とみおを重てる会

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十九年十月二十日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成二十九年十月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十九年十月十二日

二 届出者の氏名又は名称

大和情報サービス株式会社

三 建物の名称及び所在地

（仮称）鵜沼西町複合店舗計画

各務原市鵜沼西町一丁目四一五番一 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成三十年六月十三日

五 店舗面積

二、〇八五平方メートル

六 駐車場の収容台数

六五台

七 荷さばき施設の面積

四九・六〇平方メートル

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により防衛省東海防衛支局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

防衛省東海防衛支局

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十九年五月八日から

同 年八月三十一日まで

四 作業地域

各務原市三井東町及び那加楠町地内

建設業法に基づく建設業者の営業停止処分

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者の営業停止処分を行ったので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年十月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

処分をした年月日	平成二十九年九月二十七日
商号又は名称	株式会社 佐竹織工
主たる営業所の所在地	安八郡安八町牧三六三五番地
代表者の氏名	代表取締役 佐竹克則
建設業の許可番号及び許可を受けた業種	岐阜県知事許可第一四九六一号
処分の原因となつた事実及び処分の内容	当該法人及びその役員がその業務に關し法人税法、地方法人税法、消費税法及び地方税法に違反したことに由る営業停止処分。ただし、建設業の営業の全部について、平成二十九年十月十一日から十月十七日までの七日間に限る。

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年十月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工業業
平成二十九年八月十日	有限会社 H・B	代表取締役 羽賀 有美	揖斐郡大野町上秋九六番地の一	般二十八二〇〇〇四	建築工業業
平成二十九年八月十日	西濃トヨ株式会社	代表取締役 伊藤 正	大垣市木戸町川北一二九番地の四	般二十六二〇〇五二	建築及び建具工業
平成二十九年八月二十一日	共栄産業	下里順一	揖斐郡揖斐川町極楽寺一九六番地	般二十四一四六九七	建築及びとび・土工工業業
平成二十九年八月二十三日	伊藤建築	伊藤友紀 雄	恵那市大井町一八八四七	般二十八七〇〇三三	建築工業業
平成二十九年八月二十八日	株式会社 田口建設工業	代表取締役 田口 正則	土岐市肥田町肥田二九八五番地の二三九	般二十六六〇〇三四	土木及びとび・土工工業業
平成二十九年八月二十九日	久保総業	久保恵吾	大垣市波須一丁目七三番地	般二十五二〇〇九六	とび・土工工業業
平成二十九年八月三十日	松本興業	松本彰	大垣市綾野一丁目四二七番地二	般二十四二〇〇七一	大工及びとび・土工工業業
平成二十九年九月四日	株式会社 永井土木	代表取締役 永井 英貴	羽島市上中町長間一二四七番地一	般二十五一〇二六七	造園工業業
平成二十九年九月四日	Top Runn er株式会社	代表取締役 館林 正孝	恵那市飯地町二八九七番地	般・特二十五六〇〇五七二	土木、建築、大工及びとび・土工工業業

平成二十九年九月四日	館林宅建株式会社	代表取締役 正孝 館林	恵那市大井町二〇八七番地 の五二一	般二十八 七〇〇四六	建築工業業
平成二十九年九月十一日	有限会社 松井林設	代表取締役 松井 豊二	揖斐郡揖斐川町福島一八番地の二	般二十七 三〇〇二二	造園工業業
平成二十九年九月二十日	株式会社 松波水道ポンプ工業所	代表取締役 野田 政博	岐阜市長良一八八番地の二	般二十八 一一三	電気工業業
平成二十九年九月二十日	株式会社 川瀬組	代表取締役 加藤 伸治	各務原市川島渡町二三四番地	般二十七 一三六五	管工業業
平成二十九年九月二十日	Interior BAN	番英樹	岐阜市鹿島町一丁目三〇番地	般二十八 一〇三一〇	内装仕上工業業
平成二十九年九月二十一日	有限会社 浅和土木	代表取締役 浅野 健一	羽島市竹鼻町狐穴三二番地	般二十八 一六〇三一	造園工業業
平成二十九年九月二十一日	U-EM建設株式会社	代表取締役 南谷 和孝	岐阜市藪田南四丁目二番地	般二十八 一〇〇八一	土木、建築、とび・土工及び管工業業

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十九年十月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

高山市

二 調査を行った地域

岐阜県高山市朝日町青屋の一部（青屋）

三 調査を行った期間

平成十九年度から平成二十一年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県高山市（朝日町青屋の一部）の地籍図

岐阜県高山市（朝日町青屋の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十九年十月二十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十九年十月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

多治見市

二 調査を行った地域

岐阜県多治見市明和町一丁目及び明和町五丁目の全部（明和一・五）

三 調査を行った期間

平成二十五年年度から平成二十九年年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県多治見市（明和町一丁目及び明和町五丁目の全部）の地籍図

岐阜県多治見市（明和町一丁目及び明和町五丁目の全部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十九年十月二十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土

調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十九年十月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

恵那市

二 調査を行った地域

岐阜県恵那市串原の一部（開羅瀬一・大築）

三 調査を行った期間

平成二十四年度から平成二十八年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県恵那市（串原の一部）の地籍図

岐阜県恵那市（串原の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十九年十月二十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十九年十月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

美濃加茂市

二 調査を行った地域

岐阜県美濃加茂市伊深町の一部（伊深三 一）

三 調査を行った期間

平成二十六年度から平成二十八年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県美濃加茂市（伊深町の一部）の地籍図

岐阜県美濃加茂市（伊深町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十九年十月二十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十九年十月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

美濃加茂市

二 調査を行った地域

岐阜県美濃加茂市伊深町の一部（伊深三 二）

三 調査を行った期間

平成二十六年度から平成二十八年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県美濃加茂市（伊深町の一部）の地籍図

岐阜県美濃加茂市（伊深町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十九年十月二十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十九年十月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

美濃加茂市

二 調査を行った地域

岐阜県美濃加茂市伊深町の一部（伊深三）

三 調査を行った期間

平成二十六年から平成二十八年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県美濃加茂市（伊深町の一部）の地籍図

岐阜県美濃加茂市（伊深町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十九年十月二十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十九年十月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

飛騨市

二 調査を行った地域

岐阜県飛騨市神岡町西の一部（西）

三 調査を行った期間

平成二十五年から平成二十八年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県飛騨市（神岡町西の一部）の地籍図

岐阜県飛騨市（神岡町西の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十九年十月二十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十九年十月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

本巣市

二 調査を行った地域

岐阜県本巣市大字春近の一部（席田南部（春近））

三 調査を行った期間

昭和六十年度から平成二十二年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県本巣市（大字春近の一部）の地籍図

岐阜県本巣市（大字春近の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十九年十月二十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十九年十月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

白川町森林組合

二 調査を行った地域

岐阜県加茂郡白川町大字切井の一部（切井桃木）

三 調査を行った期間

四 平成二十六年から平成二十九年まで
地図及び簿冊の名称

岐阜県加茂郡白川町（大字切井の一部）の地籍図
岐阜県加茂郡白川町（大字切井の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十九年十月二十日

平成二十九年十月二十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社